

第132号議案

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の一部改正

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂積亮次

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の一部を改正する条例
新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例(平成27年新城市条例第42号)
の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書中「第1条の2第1項」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、農薬取締法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。